

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成29年9月15日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年1月26日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
山形県監査委員 鈴 木 孝
山形県監査委員 武 田 一 夫
山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項 | 措 置 の 内 容 |
|-----------|---------------------------|---|
| 文化財・生涯学習課 | 文書の管理事務が適正に処理されていないものがある。 | 監査対象機関において、契約書の管理が適正に行われるよう、具体的な取扱いに関するルールを定めた。 |